掲　示

災害時における湯沢砂防事務所所管施設の緊急的な災害応急対策（その５）業務に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記２．の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記３．(3)－1)の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記３．(3)－2)の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

平成１９年　３月１２日
分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
湯沢砂防事務所長
山　口　真　司

記

１．業務概要

(1) 業 務 名　　災害時における湯沢砂防事務所所管施設の緊急的な災害応急対策（その５）業務

(2) 業務場所　　中津川（栄村、津南町）、清津川（十日町市、津南町）における湯沢砂防事務所所管流域

(3) 業務内容　　本業務は、災害時における湯沢砂防事務所所管施設の緊急的な災害応急対策業務に係る協定を締結する場合の相手方を公募するものである。

(4) 工　　期　　協定締結の日から、平成２１年３月３１日まで

(5) そ の 他　　待機指示を行った場合の待機補償を行う。

２．技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たさなければならない。

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　北陸地方整備局（港湾・空港関係を除く。）における平成19年度・20年度一般競争参加資格者で一般土木工事Ｂ等級又はＣ等級の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　Ｂ等級又はＣ等級にあっては、十日町市、津南町、栄村のいずれかに建設業法に基づく「一般土木工事」の許可を受けた本社を有すること。

(5)　平成６年度以降に元請として完成した工事で、湯沢砂防事務所発注の次の工事の施工実績を有すること。ただし、当該実績が平成８年度以降に完成した工事に係るものにあたっては、評定点合計が６５点未満のものを除く。
　　砂防工事における砂防堰堤工事、床固工工事及び流路工工事

(6)　経常建設共同企業体としての応募は認めない。

(7)　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。

(8)　技術資料の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(9)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の入手方法

交付方法：　次の交付場所・交付期間に資料を交付する。

交付場所：　北陸地方整備局　湯沢砂防事務所　工務課
　　〒949-6102　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立２３
　　TEL　025-784-2263（代表）　内線　311

交付期間：　平成１９年３月１２日（月）から平成１９年３月２６日（月）までの午前９時から午後４時までとする。
　ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。)は交付しない。

(2) 技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間：　平成１９年３月２３日（金）から平成１９年３月２６日（月）までの２日間とし、午前９時から午後４時までとする。

受付場所：　北陸地方整備局　湯沢砂防事務所　工務課
　　〒949-6102　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立２３
　　TEL　025-784-2263（代表）　内線　311

提出方法：　提出部数は１部とし、持参するものとする。（郵送等又は電送による提出は認めない。）

(3) 技術資料等の審査事項

提出された資料等により、次の事項について審査する。

1) 欠格要件

ａ 不誠実な行為 (a)指名停止 (b)契約違反 (c)一括下請等 (d)排除要請

ｂ 経営状況

ｃ 安全管理

ｄ 労働福祉

ｅ 工事成績

ｆ 平成１９年度・２０年度一般競争参加資格者で一般土木工事Ｂ等級又はＣ等級以外

2) 技術的要件等

ａ 技術的特性 (a)施工実績 (b)技術者評価

ｂ 地理的条件

ｃ 出動所要時間

ｄ 常用労務者数

ｅ その他 (a)安全、労働福祉

４．その他

(1) 提出された技術資料は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から起算して７日（「休日」は含まない。)以内とする。この場合これらを理由に以降の指名等について不利益な取扱いはしない。

(2) 技術資料に関する問い合わせ先

北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 工務課

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立２３

TEL 025-784-2263（代表） 内線 311

(3) 技術資料の審査及び指名審査

技術資料等の審査確認日は入札・契約手続運営委員会の開催日とする。

(4) 本業務に係る協定締結は、平成１９年３月３０日を予定している。